

## 無謀な地区外物件の買い取り問題

中央街区組合は、権利を放棄して区域外に転出を希望する者のために、地区外に移転先の斡旋をしています。地区外物件を購入し、その購入資金よりもはるかに安い価格で移転者に販売しており、初めから中央街区組合に莫大な差損が出るようになっていくことでもあります。この差損金を保留床処分金から賄えると考えていたと思われま

からの依頼により行われており、土地取得依頼手続き上の問題なども考えると、組合による無謀な地区外物件の購入に対する津山市の責任は重大であります。

す。しかし、補償費などの支出にあたっては、中央街区組合が赤字になっては困るといふ視点はゼロに等しく、ただ再開発事業を推進するためにのみ狂奔していたと考えられ、この点における組合の責任は重大というべきであります。

代替地の斡旋と津山市との関係についての説明ですが、平成七年六月に、中央街区組合から、津山市と津山市土地開発公社へ土地取得依頼が出され、同公社が幾つかの土地を購入しています。

売れ残った土地もそのまま放置されています。このことの責任とともに、本来、土地取得依頼は、企画部から行うというのが通常のやり方のはずですが、建設部



アルネの保留床や地区外物件購入し『売れ残った土地』などを2月24日に委員会で現地調査をしました。そのときの写真です。

## 営業補償費や立ち退き補償費のあり方にも大きな問題があると思われま



三つの再開発組合が、膨大な事業費を利用して結果として資金流用をしている原因の一つに、各種の補償費があることが判明いたしました。ただし、個々にわたる内容まで立ち入った調査はできておりません。補償費の鑑定は今後の調査が必要であります。ただ、しゃにむに再開発事業を推進したいという願望のみで、再開発に反対していた権利者に対するものも含めて、膨大な補償費を準備して交渉にあたったことが、各資料や意見交換の中からうかがえることを指摘しておきます。

これら、個々の権利者への補償費支払いの細については、今後とも調査が必要であると考えております。